

# 平成31年度から 市民税・都民税が一部改正されます

税制改正により、平成31年度(平成30年中の所得)から主に次の項目が改正されます。所得税における控除額や社会保険の加入条件等とは異なります。

## ●配偶者控除の見直し

納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることができなくなります。また、控除を受ける場合、納税者本人の合計所得金額によって控除額が変動します(表1)。

## ●配偶者特別控除の見直し

納税者本人と配偶者の合計所得金額によって控除額が変動します(表2)。改正前は、配偶者の合計所得金額が76万円以上の場合、配偶者特別控除が適用できませんでしたが、平成31年度から上限が引き上げられ合計所得金額123万円まで適用されます。

**例1 納税者** 合計所得が **900万円以下**

**配偶者** 給与収入のみ **150万円**

**合計所得85万円**

配偶者特別控除額 **33万円**

**例2 納税者** 合計所得が **900万円超**  
**950万円以下**

**配偶者(65歳以上)** 給与収入 **150万円**  
(給与所得85万円) 年金収入 **150万円**  
(年金所得30万円)

**合計所得115万円**

配偶者特別控除額 **8万円**

課税課市民税係・内線1206

表1 配偶者控除

配偶者の合計所得金額38万円以下(103万円以下) ( )内は給与のみの場合の収入金額

	納税者本人の合計所得金額			
	~900万円 (~1,120万円)	~950万円 (~1,170万円)	~1,000万円 (~1,220万円)	1,000万円超 (1,220万円超)
一般の控除対象配偶者(平成31年度の場合、昭和24年1月2日以降生まれ)	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
老人控除対象配偶者(平成31年度の場合、昭和24年1月1日以前生まれ)	38万円	26万円	13万円	

表2 配偶者特別控除

( )内は給与のみの場合の収入金額

	納税者本人の合計所得金額			
	~900万円 (~1,120万円)	~950万円 (~1,170万円)	~1,000万円 (~1,220万円)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の合計所得金額	38万円超90万円以下 (103万円超155万円以下)	33万円	22万円	11万円
	90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	31万円	21万円	
	95万円超100万円以下 (160万円超166万7999円以下)	26万円	18万円	9万円
	100万円超105万円以下 (166万7999円超175万1999円以下)	21万円	14万円	
	105万円超110万円以下 (175万1999円超183万1999円以下)	16万円	11万円	6万円
	110万円超115万円以下 (183万1999円超190万3999円以下)	11万円	8万円	
	115万円超120万円以下 (190万3999円超197万1999円以下)	6万円	4万円	2万円
	120万円超123万円以下 (197万1999円超201万5999円以下)	3万円	2万円	
	123万円超 (201万5999円超)	控除適用なし		

事業所のごみは、家庭ごみの指定収集袋では出せません。収集運搬業許可業者との収集契約等により処理してください。ごみ対策課・内線6757

## 12月はオール東京滞納STOP強化月間



市は、安定した税収と納税の公平性確保を目指して、個別の訪問や夜間電話催告を行うほか、差し押さえなどの滞納処分の取り組みを強化しています。

### ..... 納付する資力のある滞納者に差し押さえを実施 .....

市民の皆さんには、市税や国民健康保険料を納期限内に納付いただいておりますが、一部には納付する財産や能力などの資力がありながら滞納しているケースもあります。市は督促や催告などを行っていますが、納付がない場合、法律に基づき、所有する自動車のタイヤロックのほか、下表の例のような差し押さえによる滞納処分を行っています。差し押さえは事前の連絡等をせずに執行します。なお、病気や失業など、収入が不安定で納期限内に納めることが困難な場合はお早めにご相談ください。

### 滞納処分の具体例

<b>預貯金</b> 金融機関に対して預貯金の調査を行い、預貯金を差し押さえます。	<b>生命保険</b> 生命保険会社に対して調査を行い、生命保険を差し押さえ、解約返戻金等を滞納税・料に充当します。	<b>給与</b> 勤務先などに対して給与などの調査を行い、法律で定められた額を差し押さえます。
<b>不動産</b> 不動産を差し押さえます。その内容が登記簿に記載され、権利者にも通知します。	<b>動産</b> 自宅、関係先を捜索し、貴金属や電化製品などの動産を差し押さえます。	<b>売掛金</b> 商取引先に対して調査を行い、売掛代金を差し押さえます。

### 12月1日(土)・2日(日) 休日相談窓口を開設

平日に納付相談ができない方を対象に、休日窓口を開設します。事前にお申し込みください。対象となるのは、市民税・都民税や固定資産税などの市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料です。

時12月1日(土)・2日(日)、午前9時~午後4時 場収納課(市役所1階34番窓口)

申11月30日(金)までに収納課・内線1259へ

## 住宅用地等の申告をお願いします

土地にかかる固定資産税・都市計画税は、利用状況によって税額が異なります。利用用途に変更があった場合、市への連絡をお願いします。市内に土地または家屋を所有し、平成30年1月2日以降に利用状況に変更があり、次の事項に該当する方は、住宅用地等申告書を課税課土地係・家屋係(市役所1階38番窓口)へ提出してください(申告書は同係で配布)▼業務用家屋(店舗・事務所など)を住宅に用途変更した▼住宅を業務用家屋に用途変更した▼一棟の家屋に住宅用と業務用の部分があり、一部または全部を用途変更した▼

住宅用地の一部または全部を有料駐車場等に用途変更した▼有料駐車場等の一部または全部を住宅用地に用途変更した

課税課土地係・内線1221  
5▼家屋係・内線1221

市民税・都民税の税額算定が誤っていました

土地・家屋調査を実施中

市は、来年度の固定資産税の課税に必要な評価額を決めるため、新築や増築した家屋と土地の現況調査を行っています。身分証明書を携帯した市職員が家屋の間取りや仕上げ材、土地等の確認のために、宅地内や畑などに立ち入らせていただく場合があります。ご協力をお願いします。今年、土地の利用状況に変更のあった方は土地係まで、従来の家屋を取り壊

地方税法の解釈誤りにより、納税通知書の送達後に提出された確定申告書に「特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得」があった場合、市民税・都民税の算定方法が誤っていたことが判明しました。深くお詫びします。

税額が増額となる方には納税通知書と納付書を、減額となる方には納税通知書と還付手続きのお知らせを順次発送します。

課税課市民税係・内線1206